

# 福山港における公共岸壁の利用に関する取り決め事項

## 1 対象とする係留施設

(1) 本取り決め事項の対象は次のとおりである。

沖浦東, 沖浦西, 一文字, 新涯1号, 新涯2号, 箕島1号, 箕島2号, 箕島3号, 箕沖-10m,  
新涯1号浮桟橋

(2) このうち外航船舶の係留が可能な岸壁は次のとおりである。

沖浦東, 沖浦西, 一文字, 箕島2号, 箕島3号, 箕沖-10m

## 2 荷役について

(1) 荷役は原則として1 (1) に記載した岸壁のうち, 新涯1号, 新涯2号を除く岸壁で行う。

(2) 荷役が認められている時間は原則として箕島3号, 箕沖-10mにおいては 24 時間, それ以外の岸壁は日の出から日没までである。

(3) 荷役を行うときは, 作業希望者は予め(株)ひろしま港湾管理センター福山営業所（以下「センター」という。）に連絡し係留の手続きを行った上で, 係船柱へ係留予定の表示（貼紙など）をして周知しなければならない。

## 3 修繕について

(1) 内航船舶の修繕は原則として新涯1号又は新涯2号で行う。外航船舶の修繕は1 (2) に記載した岸壁で行う。

(2) 修繕は原則として新涯1号, 新涯2号は日の出から日没まで, その他は各岸壁の荷役可能な時間内とする。

(3) 修繕を行うときは, 作業希望者は予め「センター」に連絡し係留の手続きを行った上で, 係船柱へ係留予定の表示（貼紙など）をして周知しなければならない。

## 4 待機・休憩について

(1) 荷役又は修繕（以下「荷役等」という。）を行う船舶がいないとき, 待機・休憩のために係船することは差支えない。この場合, 「センター」への事前の手続きは必要ない。

(2) 待機・休憩は, 原則1日程度を目途とする。

(3) 箕島1号, 箕島2号, 箕島3号, 箕沖-10mの各岸壁は経常的に荷役を行っており, 待機・休憩等での一時的な係留は, 原則として沖浦東, 沖浦西, 一文字, 新涯1号, 新涯2号を使用する。

(4) 天候等の条件によりやむを得ず緊急的に「荷役等」を行う場合があるため, 待機・休憩する船舶は緊急時若しくは不在時の連絡先を周知しなければならない。

## 5 係留方法について

(1) 安全な方法で係留し, 海上保安署からの指導がある場合はそれに従う。

(2) 沖浦東, 沖浦西, 一文字での, 待機・休憩での係留は, 沖浦西岸壁の西半分を除き, 原則とし

て縦付け（とも付け）とする。

## 6 利用目的による優先順位について

- (1) 船舶の係留は、荷役を目的とする船舶を優先する。
- (2) 「荷役等」のための係留船舶間の優先順位は、福山港で行われている利用者間の相互調整の慣行による。なお慣行によりがたい場合は広島県東部建設事務所（以下「県」という。）が個別に調整する。
- (3) 待機や休憩のための船舶の係留は、「荷役等」を行う船舶がないとき、係留中又は次に係留する船舶の「荷役等」に支障がない範囲とし、係留当日における先船優先とする。

## 7 船舶の給水について

- (1) 船舶への給水が可能な岸壁は次のとおりである。  
沖浦東、沖浦西、一文字（自動給水機2か所）、新涯1号、新涯2号、箕島2号、箕島3号、箕沖-10m
- (2) 荷役等での係留中に給水を行う場合は、予め「センター」に申請手続きを行う。なお外航船舶については、あわせて外航船舶の給水業務受託者へも連絡する。
- (3) 待機・休憩での係留中に給水を行う場合は、船舶の係留（着岸）後に「センター」に給水を依頼すること。なお、この当日依頼の給水は申請手続きを要しないが、依頼の時間や、すでに予定の給水作業の混雑状況によっては、希望の量の給水が難しい場合がある。
- (4) 一文字岸壁の自動給水機を利用する場合、領収書の発行はないが、時間の制約はなく、また申請手続きを要しない。

## 8 新涯1号浮桟橋の利用について

- (1) 新涯1号浮桟橋の利用にあたり、複数の者から問い合わせがあるなど混雑が予想される場合は、原則として利用希望者間で調整すること。
- (2) この調整のため、「センター」は把握している情報を利用希望者に伝えることができる。
- (3) 利用希望者間での調整がつかない場合は「県」が調整する。

## 9 その他の事項について

- (1) 係船料等の徴収事務のため、「センター」職員が巡回する。なお岸壁からの呼び掛けに応答がないときは、声掛けのためやむを得ず乗船することがある。
- (2) 荷役等の係留予定は問合せにより「センター」で情報を提供する。
- (3) 「センター」は各岸壁の利用手続きの受け付けにあたり、申請書類を「県」に進達する。
- (4) 本取り決め事項に関する問い合わせなどは「県」が対応する。

※「センター」とは福山港港湾施設管理の指定管理者であり、連絡先は下記のとおりである。

株ひろしま港湾管理センター福山営業所  
〒721-0955  
福山市新涯町二丁目 23 番 2 号  
TEL 084-981-5760 Fax 084-981-5761